

# 2020年度税制改正大綱 金融・不動産関連の主な改正点

December 13, 2019

## In brief

連結納税制度の見直しなどを盛り込んだ2020年度(令和2年度)税制改正大綱(以下「2020年度税制改正大綱」)が、2019年12月12日に、自由民主党・公明党両党より公表されました。今後、当該大綱に基づき改正法案が国会に提出され、2020年度税制改正の内容が確定することになります。なお、今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますのでご留意ください。

本ニュースレターでは、2020年度税制改正大綱のうち、金融・不動産業界に特有の主な改正点について説明します。2020年度税制改正大綱のその他の項目の改正点については、別途配信します Japan Tax Update をご確認ください。

自由民主党・公明党両党より公表の「令和2年度税制改正大綱」につきましては以下をご参照ください。

[https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/140786\\_1.pdf?\\_ga=2.66787950.1559003444.1576222034-2043898272.1576121871](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/140786_1.pdf?_ga=2.66787950.1559003444.1576222034-2043898272.1576121871)

## In detail

### 1. 外国税額控除における控除対象外国税額の範囲の見直し

わが国で所得と認識されない金額に対して課されるものとして外国税額控除の対象から除外される外国法人税の額に、次の外国法人税の額を加えることとされています。

- ① 外国法人等の所得について、これを内国法人の所得とみなして当該内国法人に対して課される外国法人税の額
- ② 内国法人の国外事業所等において、当該国外事業所等から本店等又は他の者に対する支払金額等がないものとした場合に得られる所得につき課される外国法人税の額

上記の改正は、居住者に係る外国税額控除制度についても同様の見直しが行われ、令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税および令和4年分以後の所得税について適用される予定です。

## 2. 過大支払利子税制における対象外支払利子等の額の範囲の見直し

外国法人の恒久的施設が有する債権に係る経済的利益を受ける権利が、その本店等に移転されることがあらかじめ定まっている場合には、法人からその恒久的施設に支払われる利子等の額を対象外支払利子等の額から除外することとされています。

## 3. 投資法人等に係る課税の特例

### (1) 外国子会社合算税制

投資法人等が合算課税の適用を受ける場合には、外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち、合算対象とされた金額に対応する部分の金額は、その投資法人等が納付した外国法人税の額とみなして、投資法人等の配当等に係る二重課税調整の対象とする等の措置を講ずるとされています。

上記の改正は、外国関係会社の令和2年4月1日以後に終了する事業年度について適用される予定です。

### (2) 再生可能エネルギー発電設備に係る措置

投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置の再生可能エネルギー発電設備の取得期限を3年延長するとされています。

## 4. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度について、一定の見直しが行われます。

また、住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らか貸付けについては、消費税を非課税とされる等、所要の措置を講ずるとされています。

## 5. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)

非課税累積投資契約に係る非課税措置(つみたてNISA)の勘定設定期間を令和24年12月31日まで5年延長するとされています。

また、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置(一般NISA)の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約(仮称)に係る非課税措置が創設され、現行のつみたてNISA制度と選択して適用できることとされています。

特定非課税累積投資契約に係る非課税措置とは、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定(仮称)又は特定非課税管理勘定(仮称)を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払いを受けるべき特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託、特定非課税管理勘定に係る上場株式等に係る配当等、譲渡所得等について、所得税及び個人住民税を課さないこととされ、譲渡等による損失金額は、所得税および個人住民税に関する法令の適用上、ないものとみなされます。

## 6. 特定口座に受け入れができる上場株式等の範囲の拡大

特定口座に受け入れができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等を加えることとされます。

- ① 居住者等が有する取得請求権付株式、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式であって上場株式等以外の株式に該当するものの請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議により取得する上場株式等
- ② 居住者等が発行法人等に対して役務の提供をした場合においてその居住者等がその発行法人等から取得する上場株式等で、その上場株式等と引換えにする払込み又は給付を要しない場合のその上場株式等

- ③ 居住者等が金融商品取引業者等の営業所の長に対する非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された口座でその設定の時から非課税口座に該当しないこととされたものにおいて管理されている上場株式等で、その該当しないこととされた日にその金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるもの

## 7. 先物取引に係る雑所得等の課税の特例からの暗号資産デリバティブ取引の除外

先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象から、暗号資産デリバティブ取引に係る雑所得等を除外することとされています。

## 8. 告知制度の本人確認人手続きの簡素化

法人が利子配当等の受領者の告知等、一定の告知又は告知書の提出(以下、「告知等」)をする場合において、その告知等を受ける者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により公表されているその告知等をする法人の名称、本店等の所在地及び法人番号を確認したときは、その告知等をする法人については、告知等の際に必要な本人確認書類の提示を要さないことをされています。

## 9. 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例

個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、その国外不動産所得の損失の金額のうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなすこととされています。ただし、上記の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累計額からは、上記によりなかったものとみなされた償却費に相当する部分の金額を除くこととすること、その他の所要の措置を講ずることとされています。

ここで、国外中古建物とは、個人において使用され、又は法人において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれをその個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したものうち、不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する際の耐用年数を次の方法により算定しているものをいうとされています。

- ① 法定期耐用年数の全部を経過した資産についてその法定耐用年数の20%に相当する年数を耐用年数とする方法
- ② 法定期耐用年数の一部を経過した資産についてその資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数を耐用年数とする方法
- ③ その用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法(その耐用年数を国外中古建物の所在地国の法令における耐用年数としている旨を明らかにする書類その他のその使用可能期間の年数が適切であることを証する一定の書類の添付がある場合を除きます。)

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

Email: [pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

### 金融部

パートナー

高木 宏

パートナー

大石 克洋

パートナー

松田 結花

パートナー

鬼頭 朱実

パートナー

斎木 信幸

パートナー

中村 賢次

パートナー

松永 智志

パートナー

箱田 晶子

パートナー

レイモンド カーン

パートナー

スチュアート ポーター

パートナー

野中 貴史

ディレクター

今村 恒子

ディレクター

比留間 延佳

ディレクター

安武 幹雄

ディレクター

西川 真由美

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。